

武蔵野市国民健康保険条例の一部改正について
(新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について)
(新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免)

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対して、傷病手当金の給付を行うため、及び、当該感染症の影響により一定程度収入が減少したことによる国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正をするものである。

2 国民健康保険条例の一部改正

(1) 傷病手当金支給

- ア 対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- イ 支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
- ウ 支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を
就労日数で除した金額×2/3×日数(支給対象となる日数)》
※支給額につき、特別調整交付金の財政支援あり。
- エ 適用 同一疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- オ 傷病手当金と給与等との調整
給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、傷病手当金の支給をしない。ただし、その受け取ることができる給与等が想定する傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

カ 想定する支給件数及び金額

○令和元年度当初賦課ベース	給与収入がある者	約12,000名
	平均の給与収入額(日額)	約8,000円
○武蔵野市人口(令和2年5月1日現在)		147,519名
	武蔵野市感染者数(令和2年6月1日現在)	18名(罹患率0.01220%)

《支出金額算定モデル》

- 平均の給与収入額(日額)を8,000円、療養を1ヵ月(22日就労)
として支給額を算定 ⇒ 1人あたり支給額 117,333円
- 支給対象：感染者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者の割合を0.25%(現時点の約25倍)
国保被用者(給与収入者)12,000名×0.25% = 対象者数30名
- 支出金：1人あたり支給額117,333円×対象人数30名
=支給金額3,519,990円 ⇨ 補正金額4,000,000円

キ 施行期日等

- ①施行期日 公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年1月1日より適用する。
- ②経過措置 改正後の規定は、傷病手当金の支給が始まる日が適用日から規則で定める日（令和2年9月30日）までの間に属するときに限り、適用する。

ク その他

規則：支給対象となる期間、申請手続き等については、別途、特例規則にて定めることとする。

(2) 減免の申請期間

ア 申請期間

条例で定める国民健康保険税の減免の申請について、当該提出期限（納期限）までに申請書を提出することができなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由に該当しなくなった日から6か月に限り、申請書を提出することができるものとする。

イ 減免基準と割合

対象者	減免額
(1) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤	全額
(2) 主たる生計事業者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①から③までに該当する世帯	保険税額×減収率×減免割合＝減免額 減収率…減収所得／全所得 減収割合…以下のとおり
① 収入の減少額見込みが前年の当該収入の額の10分の3以上	前年所得 300万円以下：全部 前年所得 400万円以下：8割
② 前年合計所得金額 1000万円以下	前年所得 550万円以下：6割
③ 減少見込みの所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下	前年所得 750万円以下：4割 前年所得 1000万円以下：2割

ウ 減免対象保険税額 令和2年2月1日からの令和3年3月31日までの保険税額

エ 申請 遡及申請を認める。

オ その他 減免の基準と割合、対象となる保険税、申請に係る詳細については、別途、特例規則にて定めることとする。

3 今後の対応

■市民（国民健康保険被保険者）への周知

- 傷病手当金：市報（令和2年7月1日号）、市HP等。
- 保険税の減免：国民健康保険税当初納税通知書（令和2年7月13日発送予定）の同封チラシのほか、市報（令和2年7月1日号）、市HP等。